

經濟論叢

第九十五卷 第一號

靜田均教授記念號

献 辭	堀 江 英 一	
資本蓄積による構造変化	岸 本 誠 二 郎	1
現代の国際通貨制度	真 藤 素 一	16
アメリカセメント工業の 基準地点制について	越 後 和 典	31
アメリカ自動車工業の競争構造における フォード自動車会社の成長形態	岡 田 賢 一	49
アメリカ石油業における近代的 精製技術の発展過程	松 井 哲 夫	69
1890年代ロシア資本主義 論争における思想と経済学	田 中 真 晴	88
ドイツ石炭鉱業における賃銀形態	大 野 英 二	113

靜田均教授略歴・著作目録

昭和四十年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカセメント工業の基準地点制 について

越 後 和 典

本稿はアメリカセメント工業に関し、以下の3点を考察しようとするものである。① 反トラスト政策史上、斯業における基準地点制はいかに取扱われてきたか。② 斯業における基準地点制をめぐる、いかなる議論が存在するか。③ 1948年のセメント協会事件の判決 (*FTC v. Cement Institute*, 333 U. S. 683)以来、斯業の市場行動と市場成果にどのような変化が現われたか。

ちなみに本稿でいうセメントとは同国、セメント生産の98%をしめるポルトランドセメント (portland cement) を指す。なお基準地点制と反トラスト政策についての一般的考察は拙著『反独占政策論』第4章にゆずり、本稿では省略した。

I

アメリカのセメント工業における基準地点制 (basing point system) は、1902年 Atlas Portland Cement Comp. によってはじめて採用されたといわれるが¹⁾、その後事業者団体 (trade association) の活動と結びついて、複式基準地点制 (multiple basing point system) の形をとり、1916年頃までには太平洋岸を除いて全国的に普及するにいたった。斯業における事業者団体としては、1902年に Association of American Portland Cement Manufacturers が結成されており、1916年には Portland Cement Association と名称を変更し、業界の調査・広告活動を行っているが²⁾、その頃、少くとも5つの地方で事業者団体が設立されている。そのうち代表的なものは、Lehigh Val-

1) Whitney, *Antitrust Policies*, Vol. II, p. 290.

2) FTC, *Cement Industry*, p. 102.

ley 地方の Cement Manufacturers Protective Association であり、その活動は次の諸事項に要約される。

① 毎月生産および在庫統計、② 顧客の信用状態、③ それぞれの基準地点から出荷可能と思料されるすべての市場までの鉄道運賃、④ 特別の請負契約 (special job contract)、すなわち特殊なプロジェクトに必要とされるセメントの引渡協定に関する事項。以上の事項についての情報の蒐集・交換がこれである。基準地点制はこうした事業者団体の活動を媒介として、形成されるにいたったものである。したがって斯業に対する反トラスト活動が、基準地点制のものではなく、まず事業者団体による取引制限的な共謀・協定活動にむけられたことは偶然とはいえない。いわゆる第1次セメント事件と俗称されている事件は、これを典型的に示すものであった。

本件は1919年 Cement Manufacturers Protective Association のメンバー19社に対し、それら会社がこの団体を通じ、生産制限・画一的引渡価格による販売に関し、共謀を行ったとし、告訴したことに端を発している (1921年には刑事訴訟法による起訴もなされた)。1923年 New York の連邦裁判所は、この団体に対しその行った統計蒐集・情報活動は、セメント需要に対し供給を絶えず少しずつおくらせる効果をもち、画一的価格の形成を促進させた点を強調し、Sherman 法第1条違反に該当すると判じ、この団体の解散を命じた³⁾。しかしセメント工業会社側は不服として上告し、1925年最高裁判所は上記の判決を覆えし、セメント工業会社側を支持する判決を行うことで事件の落着をつけた⁴⁾。

このさい最高裁の判事の行った判決は、本件に先だつ同年の楓床材事件 (*Maple Flooring Mfrs' Ass'n. et al. v. U. S.*, 268 U. S. 563) の判決の趣旨と殆んど同様であり、それは事業者団体に対する反トラスト法の立場を明確に示している点で、注目に値するものであった。楓床材事件の判決文は次のごとく

3) *U. S. v. Cement Manufacturers Protective Ass'n.* 294 Fed. 309, 400.

4) *Cement Manufacturers Protective Ass'n v. U. S.*, 588.

述べている⁵⁾。

「彼等（事業者団体）が生産物の原価・生産量・過去の取引において成立した実際の価格・商品の在庫量・主要出荷地より消費地までの概算原価に関する情報を、公然かつ公正に蒐集・頒布しても、またこれらの情報・統計について、彼等が会合し、かつ討議しても、それによって価格・生産あるいは競争制限について、何等かの合意または共同行為をなし、またはしようとしたのでなければ、違法な取引の制限をしたことにならない。」

セメント事件でも同様の論旨から、蒐集された情報・統計資料が、たとえこの産業のすべてのメンバーに同一価格をつけさせるような効果をもつとしても、そこに取引制限の明白な意図・目的が発見されない限り、統計蒐集・頒布活動等を違法とすることはできないとした。かえってそうした活動は、買手がセメント生産者と二重契約を結ぶ等の、起りうべき詐欺を防止しうる点にメリットがあるとも述べている。また本件の取扱における経済的な面では、価格の画一性の原因としての基準地点制や、幽霊運賃 (phantom freight) に関する格別の議論は見られず⁶⁾、画一的価格が、① 生産物の同質という性格、② 標準的な運賃、③ 画一的な生産技術と取引慣行、④ 情報に明るい買手に対するセメント生産者相互間の競争等の要因から、必然的に発生することを論じたにとどまった。判決は Thomas S. Adams 教授などの証言を引用し、「価格の画一性は積極的な、自由かつ制限されることなき競争の不可避的な結果である」とさえ述べている⁷⁾。

かかる反トラスト法の形式的な解釈（違法とするには明白な共謀の事実を必要とする）と誤れる経済理論（価格の画一性を競争制限ではなく、競争の結果と考える）によって、事業団体の活動と基準地点制は反トラスト法からの免疫性を与えられることになった。すなわち解散した Protective Association は、1929年には Cement Institute として再建され、1930年にはそのメンバーは斯業

5) 268 U. S., at 605.

6) Machlup, *The Basing-point System*, p. 76.

7) Whitney, *op. cit.*, p. 293.

の生産能力の3分の2を支配し、セメントのトラック輸送により生じる価格画一性の破壊防止のために、競争の「倫理規約」作製の問題にとりくんでいる。のみならずこの Institute は大不況下の「産業復興法」の下では、Code Authority として「公正競争」の規約作製に、中心的役割をさえ果しているのである⁸⁾。

以上のごとくセメント工業に関する限り、基準地点制は少なくとも20年代から30年代初期までは、殆んど反トラスト政策上問題としてとり上げられなかった。1924年鉄鋼業の単一基準地点制 (Pittsburgh plus system と呼ばれる) が複式基準地点制に代えられたことを契機に、連邦取引委員会は1927年をはじめセメント工業の基準地点制の調査を開始したにすぎないといわれている。しかし1936年 Robinson-Patman 法の通過により、Clayton 法第2条の価格差別禁止規定が強化されたことは、この調査に拍車をかけることになり、遂に1937年にいたり、連邦取引委員会は Cement Institute およびそのメンバーに対し、連邦取引委員会法第5条および Clayton 法第2条違反の容疑で審査するにいたった。同委員会の調査により、はじめて明らかにされた斯業の基準地点制の型とその運用は次のごとくであった⁹⁾。

① 79の基準地点工場(基準地点価格の相違する工場を含む)。② 80の非基準地点工場(同一会社に所有されている工場を含む)。③ 基準地点工場から非地基準点工場へ、あるいはその逆への転換は通常随意に行われる。④ 基準地点の8カ所は貯蔵所にもうけられている。

基準地点制の運用は共謀的慣行と結びつき行われた。それは以下の諸例が示している。① 斯業のメンバーに対する運賃率表の配布。② 連邦・州・地方自治体等がセメント購入のさい行う秘密入札 (sealed bids) にあたり、入札者の価格はいずれも最寄基準工場の入札価格にみあうもので、価格差は認められなかったこと。③ 価格を引下げた工場に対しては、その引下げた価格をもっ

8) *Ibid.*, p. 295.

9) *Ibid.*, pp. 296-7.

てその地方の基準地点価格とすることにより、価格引下工場に制裁を加えていたこと。④トラック輸送の場合は、8マイル毎に顧客に特別のチャージを課し、85マイル以上のトラック輸送を拒否することにより、トラック輸送の増加から生じる引渡価格の画一性の破壊を防止しようとしたこと。⑤包装の場合、紙には15セント、クロスには40セント(25年間不変)のチャージを課し、販売条件の統一をはかったこと。⑥Cement Instituteの統計資料を生産制限に利用させようとしたこと。⑦顧客を工場自身が取引するものと、ディーラーを通じるものとに分類する試みがなされたこと(前者については大コントラクターとの直接取引のさい、秘密の値下が行われやすく、これを防止するため)。

⑧輸入セメントを取扱うディーラーに対するボイコットが行われたこと。

連邦取引委員会は明らかにされた以上の事実にもとづき、1943年次の点に関する共謀行為に対し差止命令(cease and desist order)を発した。①基準地点制によるセメント販売。②工場積込渡(f. o. b.)で売ることの拒否。③買手がトラック等の自己の運輸手段を使用することの拒否。④他工場を基準として価格を設定すること。⑤系統的な運賃の工場自己負担(absorption)、あるいは幽霊運賃の取得。⑥運賃率情報の配布。⑦一度販売されたセメントの処分に対する支配。⑧顧客の分類。⑨個々の会社情報に関する統計の回覧。⑩輸入セメントの使用妨害策。⑪販売条件の協定。⑫異なる工場価格で買手を差別すること。

この差止命令はAetna Portland Cement Co.がこれを不服とし、第17巡回控訴裁判所に提訴し、裁判所は、①引渡価格制(delivered price system)は買手の方がf. o. b.工場渡よりもこれを好むがゆえに発生したものであり、②基準地点制はCement Instituteの形成以前から存在する自己永続的(self-perpetuating)なもので、共謀的なものでなく、③非基準地点工場の幽霊運賃取得は、リーダー格の工場よりも、むしろ衛星的な工場が時折行ったにすぎず、この制度を廃止しなくても、取締によって防止しうること等を論拠として、

連邦取引委員会の命令は撤回されるべきであると判決した¹⁰⁾。そこで委員会はこれを不服とし最高裁判所に提訴し、1948年最高裁は6対1の多数をもって委員会命令を支持する判決 (*FTC v. Cement Institute*, 333 U. S. 683) を下すことにより、ここに漸く事件の結着をみたのである。すなわちこの判決によって、基準地点制が統一的価格および画一的販売条件を維持するための共同の手段を意味し、連邦取引委員会法第5条(不公正競争方法禁止)、Clayton 法第2条および Robinson-Patman 法(価格差別禁止)違反であること、かつ Sherman 法第1条違反の疑いもあること等が明確となったのである。

この判決はセメント工業のみならず鉄鋼業その他の基準地点制を採用する産業に、強いインパクトを与え、アメリカ産業の基準地点制は、ためにリジッドな形においては姿を消すことになったといわれている。われわれは以上の歴史的経過を念頭におきつつ、以下にこの制度に関する論議の要点を検討し、1948年の判決に対する若干の評価を試みたい。

II

1948年の判決以来、基準地点制をめぐる論議は業界・学界はもとより、政府関係者や議会においても活潑化した。これを基準地点制の弁護論と批判論に大別し、そのおのおのの論点を以下に検討することにする。ちなみに前者は斯業における基準地点制形成の必然性ないし不可避性に関する議論に、後者は現行反トラスト政策の立場を代表する議論に、それぞれ結びついている点に注意したい。

まず基準地点制の弁護論の主張の第1は、競争は同一時の同一場所では同一価格をもたらしから、基準地点制下の価格の画一性は完全競争の行われている証拠であるというにある。この考え方は第1次セメント事件のさい Stone 判事の判決の基礎となったものであるが、その誤解は明白である。たとえすでに

10) *Aetna Portland Cement Co. v. FTC*, 157 F. 2d 533.

は臨時国家資源委員会のメンバーは次のごとく批判している¹¹⁾。

「完全競争の下では、特定市場の特定時の単一価格は買手と売手の相互作用によりきまる。これに反し基準地点制下では、引渡地点における単一の『指値』、すなわち市場の外でつけられ、市場に強制される価格が支配的となる。さらに基準地点価格は、実際に異なる工場純手取価格をもたらし、したがって、それは事実上共謀してあらかじめ設定される方式による差別価格である。」

弁護論の第2の主張は、いま少し複雑であり、それは高率の間接費・破滅的競争の危険性・セメント工業に価格競争を強制することの非合理性を強調するものである (*Aetna Portland Cement Co. v. FTC*, 157F. 2d 533.)。斯業における間接費の総コストにしめる比重は、Rockwood の計算¹²⁾によれば、生産設備の稼働率92.8% (1925年) のときで13%、前者31.4% (1932年) のときで25%、同じく50.6% (1937年) のときで18%の高率に達する。別の資料では¹³⁾ 1940年の86製造工業中、販売額に対する減価償却および修繕費のしめる割合は、斯業が最高となっている。かくて斯業の生産原価と利潤は、稼働率に敏感に照応し、平均原価は生産量とは逆に、利潤はそれと正比例して変動する。

このように間接費の比重の高いことは、斯業の場合、二重の意味をもつ。第1に企業家は不況期には収支均衡に近い点で操業するため、価格譲歩を行って追加販売を確保しようとする傾向を強める。企業家はそれが流動費を越えているならば、どんな価格でも注文をとる傾向を示す。もし各企業がこうした方策を採用すれば、セメント総需要の弾力性は乏しいから (後述)、競争は破滅的様相を帯び経済効率の高い企業の残存を結果するよりも、むしろ資金的に強力で、短期の損失にたえうる強大な interest group に結びつく企業が、生きの

11) TNEC, *Hearings*, Part 5, pp. 1862-63, 1911-13.

12) N. C. Rockwood, "Elements of Cost in a Barrel of Portland Cement", *Rock Products*, Vol. 43, January 1940; Samuel M. Loescher, *Imperfect Collusion in the Cement Industry*, p. 64.

13) FTC, *Industrial Corporation Reports: Summary 1940 Series*, 86 Industry Groups, pp. 27-31.

びることになる(事実不況のたび毎にセメント企業の破産・集中が進んだが、Morgan-U. S. Steel系のUniversal Atlas Cement Co.の吸収合併には注目すべきものがあった)。こうしたことは経済的合理性の見地からも望ましへない。

第2に斯業は間接費の比重が高い反面、参入障壁は鉄鋼業のごとく高くない。その理由は次のごとくである。① 適限規模が比較的小さく、垂直の一貫経営や複数工場企業の優越性が大きくなく¹⁴⁾、新工場・企業の設立に要する資金も参入を困難にするほど巨額ではない¹⁵⁾。② 原料が全国的に分布し鉄鉱石のごとき原料独占は成立しがたい。③ 技術が比較的単純であり、ノウ・ハウの買占め、特許権による参入障壁のごときも殆んど存在しない。④ 製品の品質が標準化され画一化されているので、品質競争が少く新参入者は少々価格を下げただけで容易に市場へ参入しうる。こうした事情によって、好景気中でも斯業では、既存企業が法外な超過利潤を上げることができないとともに、いやしくも「かなり満足のできる」(highly satisfactory)利潤率をあげうる期待のある場合には、セメント生産能力は急速に拡大されることになる。その結果、斯業では第1表にみられるごとく、第1次大戦前の断続的な数年、20年代中期、第2次大戦後の10年間を除き、構造的ともいふべき過剰能力が存在することになった(セメントは貯蔵がきかず、需要の少い時に生産しておいて、ブーム時に売ることにより操業度を平均化することのできないことも、過剰能力発生の原因となる)。このように固定費の高い工業が不断に過剰生産能力をかかえている場合、不況期の追加販売を求める価格戦は激烈となり、それが平均総原価と適正利潤に対し、殆んど考慮を払わない cut-throat competition になることは容易に理解しうる。

かくて企業が価格戦の災厄を免かれようとし、公然たる価格切下げに代る実

14) Bain, *Barriers to New Competition*, p. 253; Kaplan, *Small Business: Its Place and Problems*, p. 84.

15) Samuel M. Loescher, *op. cit.*, pp. 39-43.

第1表：セメント工業における生産能力の稼働率（操業度）

年度	%	年度	%	年度	%	年度	%	年度	%
1909	77.2	1920	75.9	1930	66.3	1940	56.8	1950	93.2
10	87.1	21	76.1	31	51.3	41	73.6	51	96.8
11	77.6	22	87.2	32	31.4	42	81.5	52	97.3
12	82.6	23	94.4	33	26.3	43	61.0	53	100.7
13	88.3	24	94.8	34	32.9	44	41.8	54	101.4
14	84.6	25	92.8	35	32.5	45	46.9	55	104.6
15	73.5	26	84.9	36	49.0	46	75.2		
16	75.9	27	84.7	37	50.6	47	83.2		
17	75.4	28	80.4	38	45.8	48	89.6		
18	57.4	29	73.2	39	52.9	49	89.8		
19	66.9								

Sources: U. S. Geological Survey, *Mineral Resources of the U. S.*,
and U. S. Bureau of Mines, *Minerals Yearbook*; Loescher,
Imperfect Collusion in the Cement Industry, pp. 168-9.

際的方法を探すことは当然であり、それは、① 価格の個人的差別、② 価格の地域的差別という形をとることになる。まず①は、工場・オフィス・ビル・住宅等の建設用品を調達する大コントラクターとの大口取引に裏値をつけ、秘密の値引をするという形をとる（セメントの買手は政府と民間にわけられるが、前者は基準地点制による秘密入札、後者はディーラーを通じるものとコントラクターへの直接販売にわかれる。ディーラーを通じるものには基準地点制が採用された）。しかしこれは結局価格競争の激化を意味する以外の何ものでもない。②は基準地点制の採用であり、運賃の自己負担により、①の場合のような価格競争を避け、遠隔地の市場に参入することにより、追加販売を獲得することを可能にするものである。かくて基準地点制の弁護論の立場からすれば、この制度は斯業における間接費問題処理の必然的な方法にすぎないことになる。

以上の議論は斯業の現状分析にもとづき、その特質を鋭くついている点で肯綮にあたる点もあるが、① 基準地点制が過剰生産能力を温存せしめる傾向をもつこと、② セメント生産者の運賃自己負担が、結局はセメント消費者に転

嫌されるという事実を無視していること、等に難点がある。この点は後にもう一度ふれる。

さて弁護論の第3の主張は、第2の主張と関連するが、セメントの需要に対する考慮を含んでいる。それは個々のセメント生産企業に対する需要予定は、セメントが標準化された製品であるため、非常に弾力的であるが、全体の需要は非弾力的である点を強調する。すなわち、① セメントは建設産業の素材であり、その需要は建設需要の周期的・地理的・季節的変動により誘発されるものであり、② セメントの他材に対する代替は、少なくとも短期間では大きな要因とはならず、③ セメントは建設素材として含まれる製品の総原価中、非常に小部分をしめるにすぎない¹⁶⁾等の諸点から、セメント価格を値下しても、不況期には消費を増大させる刺激とはなりえない。だから斯業では健全な価格体系の維持が必要であり、それには基準地点制下の価格安定機構を必要とする、というのである。この主張は、セメント需要の相対的な非弾力性に関する限り正しいが、それを強調する余り、長期における他材との代替可能性を無視しており、ここに弱点がある。この点についても後に再びふれることにする。

基準地点制弁護論の第4は、これが放棄され f. o. b. 工場価格制に代った場合、地域的独占の発生する危険があるという主張である¹⁷⁾。地域的独占は市場価格中、工場原価に比し運賃コストの占める率の高い製品の場合、起りうる可能性がある。しかしこのことは鉄鋼業のごとく参入障壁が高い工業には、好景気のさい起りえても、斯業のごとき参入障壁の比較的低い工業にはあてはまらない。もしある工場がその近接地の特定地点の買手に法外な価格をつければ、その地点へ新工場が設立されるであろうし、遠隔の生産者もその地点の買手から注文をとることができるであろうから、地域的独占は容易に破壊されうることになる。

以上基準地点制の弁護論の主要な論点を要約したが、このうち第2、第3の

16) 例えば建築では4%、道路舗装では10%をしめた(第2次大戦前)。Whitney, *op. cit.*, p. 289.

17) Fainsod, Gordon, Palamoumountain, *Government and the American Economy*, p. 585.

主張は基準地点制が斯業で一般化した根拠を或程度明らかにしているものとして注目に値する¹⁸⁾。

III

基準地点制の違法性は、前述のごとく1948年の判決によって確定したが、反トラスト法の解釈、すなわち意識的平行行為 (conscious parallelism) の違法性に関する共謀理論¹⁹⁾等の法解釈的側面を捨象し、問題を経済的にのみ取り上げるならば、基準地点制批判の主張は、次の諸点に要約しうるであろう。

第1はこの制度が古い型の価格協定の弱点を克服し、より完全に価格競争を抑圧・排除する性格をもっているという主張である。この制度の下では、①価格引下は行われ難い。けだし値下を行った企業は直ちに報復され、その価格がそのまま当該地域の新しい基準価格とされるため、価格引下によって何の利益もえられないからである。②またこの制度の下では価格引下を行う必要もない。けだし基準地価格はつねに非能率的な企業でさえ、採算がとれるほど充分く設定されているからである。この「持ちつ持たれつ」(live and let live) 高という政策は、価格機能を麻痺させ、非能率工場・過剰生産能力を温存せしめることにより、経済の合理性を損うことになる。前述の斯業の構造的過剰生産能力は、参入障壁、需要条件等の特質から発生するとともに、基準地点制の存在によって、強化される点を見落してはならぬ。批判論はこのように主張する。

第2に批判論はこの制度が地域的な価格差別を含んでいる点を強調する。すなわち基準地点制下では、各工場の配給地域がゆがめられ、セメントバーレル当たり純益額は買手ごとに異なることになる。工場最寄の買手あるいは基準地点に所在する買手ですら、基準地点価格は工場が遠隔地への販売に要する運賃を自己負担しうるに充分な程度に高くなければならぬから、彼等は必ずしも最低の

18) Loescher は斯業における基準地点制の以上のごとき性格に注目して、これを *defensive monopoly* と称す (*op. cit.*, pp. 83-6)。

19) 詳細は拙著『反独占政策論』第3・4章を参照されたい。

引渡価格で購入しているとはいえない。この差別は複式基準地点制でも、さらにはすべての工場を基準地点とする場合ですら貫かれることになる。けだしこの場合は幽霊運賃の取得はなくなるが、画一的な引渡価格によって、運賃の異なる工場負担額とともに、工場純手取額の相違と買手の差別が維持されるからである。このように買手に不当な人為的差別をもうけることは、買手間の競争を阻害することを意味するという。

批判論の主張の第3点は、交錯輸送の実施によって明らかにされているように、基準地点制には本質的に浪費性があることをつくものである。この制度の下では、A点からB点へ出荷しつつあるとき、B点からもA点・C点へ出荷されることになるが、これは消費者に負担の追加を課すにすぎず、このため消費者はかかる交錯輸送における浪費を売手に許すほど高い基準価格を支払わねばならぬことになる、というのである。

基準地点制批判論の第4の主張は、それが生産者と消費者にとともに非経済的な立地をもたらすという非難である。すなわち、① 基準地点の生産者は需要地からはなれていても、需要地に近い生産者との間の価格競争を避けるから、既に立地上時代錯誤的なものになっている地域においても、その投資を維持しがちであり、② 消費者は基準地点に立地することにより、最も低い価格でセメントを入手しうるから、f. o. b. 工場価格制では別の地点に立地したかもしれない消費者が、基準地点へ集中することになるというのである。しかしこの議論は鉄鋼業の場合には或程度妥当すると考えられるが、セメント工業の場合、とくに②についてはそれなど大きい意味をもつかどうか疑問である。けだし消費者の性格（政府・鉄道・私立水力電力および水道業・コントラクター・コンクリート会社・建設用品問屋等）²⁰⁾ および消費量の分布（1951年では非住宅建設22%、ハイウエー15%、公益事業10%、維持修繕用11%、住宅建設14%、軍事用10%、埋立・農場等18%）²¹⁾ から推察して、基準地点工場の周辺に消費

20) Loescher, *op. cit.*, pp. 53-4.

21) Portland Cement Ass'n, *Cement and Concrete Reference Book*, 1954, p. 36.

者がひきつけられるということは、ごく部分的にしか起りえないであろう。したがって第4の批判は必ずしも正しくない。

第5に注目すべき批判論の要点は、基準地点制によるセメント価格の相対的安定性(硬直性)が、代替品との競争に不利に作用することにより、生産量の拡大を阻害している点をつくものである。この議論はセメント価格の非弾力性を強調する見解とは、相反する性格をもっている。セメントは短期的・静態的にはたしかに非弾力的であるが、長期的、動態的には必ずしもそうではないという。

セメントと他材の代替可能性はセメントを原料とするコンクリート舗装と、石油アスファルトを原料とする高級アスファルト舗装の相対的成長率と、両原料の相対的な価格変動の比較によって、或程度明らかにしうる。第2表のごとく、舗装マイルの成長率では1933年以降完全にコンクリートの劣勢が明らかと

第2表：石油アスファルトとセメントによる舗装
道路距離及び平均工場価格指数

年度	舗装マイル		平均工場価格	
	コンクリート	アルファルト	セメント	石油アスファルト
1928	100	100	100	100
29	116	68	94	87
30	143	77	90	82
31	160	104	71	67
32	114	114	64	60
33	77	102	85	75
34	60	101	98	85
35	38	68	96	77
36	42	81	94	78
37	58	109	92	82
38	48	102	92	71
39	36	100	94	65
40	27	127	93	70
41	31	159	94	75

なっている。他方セメント価格は基準地点制を反映して、それを欠く石油アスファルトに比し、著しく安定的である。前出第1表のごとく1933年は斯業の稼働率は26.3%であったが、価格は稼働率80.4%の1928年を100とし、85の指数を示し、翌年には98に回復している。

註④ Source: U. S. Bureau of Mines, *Public Roads Administration*; Loescher, *op. cit.*, p. 82.

② 舗装マイルは州道路局による一級舗装距離を示す。

これに対し石油アスファルトの価格は、伸縮性を示し、かつ一貫してセメントよりも低い。もし斯業に基準地点制がなかったならば、競争によって価格が引下げられ、アスファルトとの相対価格がこのように開かず、コンクリート舗装は増大し、その結果セメント需要が増大したであろうと推測しうる。もちろんセメント需要は短期的には非弾力的であるため、価格引下は直ちに需要増大とはならず、その間損失が生じることもあるが、セメントの低価格はアスファルトと比較されることにより、政府・産業界の建設計画に反映され、長期的には需要の増大に導くことになったであろうと考えられる。してみれば、基準地点制の価格安定作用は、斯業の拡大・発展にとって、必ずしも有利とはいえないことになる²²⁾。

IV

基準地点制をめぐる批判論は、前記の第4の主張を除き、概ね正しいと思われるが、1948年の判決の意義、すなわち基準地点制廃止の効果を明らかにするには、単なる基準地点制に対する批判だけでは不十分であり、斯業における市場行動と市場成果を、1948年以前と比較することによって、実証的にもなされなければならない。

さて1948年の判決後、企業の価格ピヘイビアは急速に変化した。すなわち基準地点制が廃止され、大部分の工場は自己の工場原価（利潤を含む）プラス引渡点までの全運賃という価格設定方式を採用した（運賃自己負担放棄）。これにともない、価格の硬直性と画一性は破られ、結局5%程度価格が上昇した²³⁾。こうした価格設定方式の変化を生んだ原因は、① 1948年の判決がセメント生産者に対し、目的地で引渡を行う場合、工場 f. o. b. 価格に全運賃をプラスした価格で引渡す以外の方法を禁じたものと解されていたこと、② 判決の時期がセメントの品不足と一致していたこと、の2点によるものと思われる。特に

22) Loescher, *op. cit.*, pp. 72-83.

23) Whitney, *op. cit.*, p. 303.

後者は重要である。1947～48年の建設ブーム期にセメントは品不足となり、生産者は運賃の自己負担を行ってまで、遠隔の市場を確保する必要はなかった。他方運賃も上昇しその自己負担は次第に困難になりつつあった。しかし将来を考え遠隔の顧客を確保しておく必要があるのと、運賃自己負担廃止による値上が、政府をはじめとする顧客の非難を招くことを顧慮して、運賃自己負担の廃止ないし基準地点価格の引上を見合わせていたのである。そこへ判決が下ったから、生産者はこれを奇貨とし、自己負担を中止するとともに、判決を値上の口実につかい、非難をそらしたといわれている。またそこには将来必要が生じた場合、世論の支持をえて基準地点制を合法化する立法を要求しようとする意図さえも存在したと考えられる²⁴⁾。

ともあれこうした原因で、運賃の自己負担が一時的に中止されたのであるから、① その後の連邦取引委員会の見解や、1951年 Standard Oil Comp. of Indiana の判決によって、1948年の判決が必ずしも f. o. b. 価格制の採用ないし一切の運賃自己負担の禁止を強制するものでないことが明らかとなり、② 1953～54年の景気後退期に、セメント生産者が遠隔市場に進出することを必要とするにいたると、再び運賃の自己負担が或程度復活した²⁵⁾。しかしその範囲は狭く、負担率は以前よりも著しく低いことはいうまでもない。基準地点制廃止後における運賃自己負担の方式は、その時々競争に見合う限度で生産者が自主的に行うことになり、たとえばディーラーが他社ではより安く供給しているという事実を示したり、セールスマンのもたらす情報が運賃の自己負担の必要を示す場合には、そうすることになる²⁶⁾。ともあれ1948年の判決以後もこうした形で運賃の自己負担がなされる限り、価格差別は依然として残っているとわねばならぬ。

第2に基準地点制の廃止はトラック輸送の割合を増大させた（1936年8.8%、1941年14.8%、47年16%、48年16.9%、49年20.6%、1954年30.5%²⁷⁾）。また工

24) Corwin D. Edwards, *The Price Discrimination Law*, pp.395-7.

25), 26) *Ibid.*

27) Whitney, *op. cit.*, p. 308.

場設置のトラック輸送や、顧客自身によるトラック輸送も増加した。こうしたセメント輸送方法の変化は引渡価格における運賃要素の不確定さを増大し、運賃自己負担の不確定さとあいまって、価格競争を高めたことを意味すると考えられる。事実こうした変化を反映し、政府購入機関による秘密入札のさいにも、価格差が明瞭に現われるようになったといわれている²⁸⁾。

第3に運賃自己負担の減少に伴い、必然的に工場と近接消費者との結びつきが強化され²⁹⁾、或る工場ではセメントの輸送最長距離は従来からの250マイルから100マイルに短縮したといわれる。これは交錯運輸による浪費性の減少を意味する。

第4に前述のごとくセメント価格が上昇したがこれに伴い利潤率も上昇した(税引後の純所得の売上高に対する比率は1947年11.5%、48年14%、49年15.8%、50年15.4%、51年11.8%、52年11.9%、53年12.3%、54年15.7%、55年16.5%)³⁰⁾。これは生産能力の拡大が需要(生産量)の増大よりも相対的にたちおくれ、前出第1表のごとく完全操業の状態がつづいたからである。ところで生産能力の拡大がたちおくれたのは、① 価格が上昇し利潤が増大したといっても、この程度では新しい工場建設の誘因とはならなかったこと(年間生産能力のパーレル当り増大に要する新プラントのコスト10ドルに対し、平均パーレル当り利潤は40~60セントにすぎなかったため³¹⁾)。② 基準地点制のもとでは、たとえ需要が減少しても、価格を維持することが可能であるが、この廃止後はそうした安定装置がないため、企業は生産能力の拡大に慎重な態度をとらざるをえなくなったこと、等によるものと思われる。第2次大戦後斯業に殆んど過剰設備が存在しなくなったのは、基本的にはアメリカ資本主義が恐慌を経験せず、景気が長期にわたり持続されたことによるが、基準地点制廃止によって新設備に対する投資に企業家が慎重になったことも1つの要因として無視できないである

28) *Ibid.*, p. 305.

29) *Ibid.*, p. 304.

30) *Ibid.*, p. 308. なお純資産に対する純益の%については、Loescher, *op. cit.*, p. 288. を見よ。

31) Loescher, *op. cit.*, pp. 284-8. ただし1954年以後の拡大はかなり急速である。

う³²⁾。

第5にセメントと他材との競合関係については、大きい変化はなかった。セメント価格は上昇したが、それ以上に建設用鋼材、レンガ、木材（松）も上昇しているので、建設におけるセメント使用率は他材に比してむしろ増大している³³⁾。この点1930年代のアスファルトとの競合にみられたような現象が、戦後一般的に起っているとは考えられない。

最後に基準地点制廃止と企業合同との関係について一言しておく。元来斯業では、① 運賃の自己負担率を低下させるため、② 需要の地域的変動に応じて収益を安定させるため、大企業による吸収合併（merger）の形態が支配的であった。1948年後も特に②を促進要因として吸収合併が進み、Ideal Cement Co. のごときは全国生産能力にしめる比重を著しく高めた。しかし第3表の示すごとく、全体として8大企業の比重が高まったとはいえない。基準地点制廃止が斯業の市場構造に革新

第3表：8大ポルトランドセメント会社の全生産能力にしめる地位

	1929	1937	1945	1956
Universal Atlas Cement Co.	13	14.2	14.9	10.5
Lehigh Portland Cement Co.	11	8.6	12.0	7.9
Lone Star Cement Co.	7	6.6	7.0	7.9
Ideal Cement Co.	3	3.5	3.4	7.6
Penn-Dixie Cement Co.	5	4.6	5.1	4.9
Marquette Cement Mfg. Co.	3	2.7	4.2	4.7
General Cement Co.	3	3.8	3.8	4.7
Alpha Cement Co.	5	5.0	5.0	3.4
8 社 小 計	50	49.0	55.4	51.6
全 産 業	100	100	100	100

Sources: ① J. F. Weston, *The Role of Merger in the Growth of Large Firms*, p. 40.

② S. N. Whitney, *Antitrust Policies*, Vol. II, p. 315.

をもたらすほどの意義をもったとは考えられないのである。

以上を要するに、1948年以後運賃自己負担の減少、交錯運輸による浪費の減

32) Whitney, *op. cit.*

33) 1939年—54年の価格上昇はセメント、建築用鋼材、レンガ、木材はそれぞれ、82, 98, 189, 144, 使用率はそれぞれ123, 118, 44, 34となっている。Whitney, *op. cit.*, p. 319.

少、価格競争の復活、過剰設備の減少等の望ましい市場行動と市場成果がみられるが、それはセメント需要のコンスタントな増大を背景としており、それをどの程度まで基準地点制廃止の効果に帰せしめることができるかは、かならずしも明白ではない。

多くの反トラスト法問題の処理がそうであったごとく、基準地点制はそれをもはや業界が必要としない時期において廃止された。いなむしろそうした時期においてはじめて、50年近くも合法的に行われてきた基準地点制の違法性が確定した点に、われわれは反トラスト政策の性格を反映する問題処理の一典型を見出すのである。